

## 広島県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十八年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和五十年八月二十日農林省告示第八百四十七号

昭和五十九年九月十三日農林水産省告示第九百三十四号

平成七年十二月六日農林水産省告示第九百五十二号（二に係るものに限る。）

平成九年七月二十三日農林水産省告示第九百八十八号（三に係るものに限る。）

平成十三年二月八日農林水産省告示第七百七十九号（二に係るものに限る。）

平成十四年三月十五日農林水産省告示第七百二十一号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）